第百四十七条の二第一項第二号中「第百四十四条の三第五項」を「第百四十四条の三第六項」に改め、同条第二項第一号中「第百四十四条の十三第一項」を「第百四十四条の十四第一項」に改め、同項第三号中「第百四十四条の十四第一項」を「第百四十四条の十五第一項」に改め、同項第四号中「第百四十四条の十七」を「第百四十四条の十九」に、「第百四十四条の十の」を「第百四十四条の十一の」に改める。

第百五十一条第一項中「、第二項」を「、第二項（第四号に係る部分に限る。）」に、「及び第二項から第四項まで」を「、第二項（第四号に係る部分に限る。）、第三項及び第五項」に改め、同条第二項中「第二百九十三条第四項」を「第二百九十三条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　会社法第百五十四条第二項（第三号に係る部分に限る。）及び第二百七十二条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、新設合併設立株式会社商品取引所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十三条中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号）」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号）」に改める。

第百六十六条第二項中「委員会等設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第三百七十四条第三号中「第五項」を「第六項」に、「第百四十四条の十一第二項、第百四十四条の十二第一項、第百四十四条の十二第二項、第百四十四条の十三第一項、第百四十四条の十四第一項、第百四十四条の十四第二項」に改め、同条第四号中「第百四十四条の二第七項」を「第百四十四条の二第八項」に、「第百四十四条の十一第四項、第百四十四条の十二第三項又は第百四十四条の十三第三項又は第百四十四条の十四第四項」を「第百四十四条の十二第四項、第百四十四条の十三第三項及び第百四十四条の三第五項」を「第百四十四条第六項、第百四十四条の二第四項及び第百四十四条の三第六項」に、「第百四十四条の十第二項」を「第百四十四条の十一第二項」に、「第百四十四条の十七」を「第百四十四条の十九」に改め、同条第十四号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める。

（商品先物取引法の一部改正に伴う経過措置）

第九十五条　施行日前に前条の規定による改正前の商品先物取引法（以下この条において「旧商品先物取引法」という。）第百二十二条第一項の組織変更計画の承認があった場合におけるその組織変更時発行株式（旧商品先物取引法第百二十九条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。）については、前条の規定による改正後の商品先物取引法第百三十一条の七の規定は、適用しない。

2　施行日前に合併契約が締結された旧商品先物取引法第百三十九条第二項に規定する吸収合併又は新設合併については、なお従前の例による。

（輸出入取引法の一部改正）

第九十六条　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「、第二項第三号及び」を「並びに第二項第三号及び」に、「第七項及び第九項第三号」を「第八項及び第十項第三号」に、「、第二項第三号並びに」を「及び第二項第三号並びに」に改める。

第五十一条第一号中「第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項」を「第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項若しくは第六十三条の六第五項」に改め、同条第四号中「第七項から第九項まで」を「第八項から第十項まで」に改め、同条第五号中「第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項」を「第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項又は第六十三条の六第五項」に改める。

（輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置）

第九十七条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の輸出入取引法（以下この条において「旧輸出入取引法」という。）第十九条第一項において準用する旧協同組合法第三十五条第六項に規定する者に該当する者を監事に選任している輸出組合の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の輸出入取引法（以下この条において「新輸出入取引法」という。）第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に輸出組合の子会社（旧輸出入取引法第十九条第一項において準用する旧協同組合法第三十五条第六項に規定する子会社をいう。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその譲渡については、新輸出入取引法第十九条第一項において準用する新協同組合法第五十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前に合併契約が締結された場合における輸出組合の合併については、なお従前の例による。

4　この法律の施行の際現に旧輸出入取引法第十九条の六において準用する旧輸出入取引法第十九条第一項において準用する旧協同組合法第三十五条第六項に規定する者に該当する者を監事に選任している輸入組合の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、新輸出入取引法第十九条の六において準用する新輸出入取引法第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　施行日前に輸入組合の子会社（旧輸出入取引法第十九条の六において準用する旧輸出入取引法第十九条第一項において準用する旧協同組合法第三十五条第六項に規定する子会社をいう。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその譲渡については、新輸出入取引法第十九条の六において準用する新輸出入取引法第十九条第一項において準用する新協同組合法第五十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　施行日前に合併契約が締結された場合における輸入組合の合併については、なお従前の例による。

（商工会議所法等の一部改正）

第九十八条　次に掲げる法律の規定中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号）」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号）」に改める。

一　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）第六十条の七

二　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第五十二条の七

三　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第五十三条の三

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第九十九条　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二十三第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第四十七条第三項中「第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項」を「第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項及び第六十三条の六第五項」に改める。

第百条の四に次の一項を加える。

6　組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

第百十三条第一項第三号中「第七項から第九項まで」を「第八項から第十項まで」に改め、同項第十五号及び第十六号中「第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項」を「第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項」に、「第六十三条の六第四項」を「第六十三条の六第五項」に改める。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律（以下この条において「旧団体法」という。）第五条の二十三第三項において準用する旧協同組合法第三十五条第六項に規定する者に該当する者を監事に選任している協業組合の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の中小企業団体の組織に関する法律（以下この条において「新団体法」という。）第五条の二十三第三項において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。